

富津市人口ビジョン策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 本実施要領の趣旨

当該事業に係る技術提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成 27 年度に策定した富津市人口ビジョンは、本市の人口の現状と目指すべき将来の方向性を示している。このうち人口の将来展望では、2040 年に 34 千人を目指しているが、現状においても目標人口と現状値に大幅な乖離が生じていることから、次期総合戦略策定を見据え、直近の統計データ等を用いて分析を行い、改めて本市の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すため、富津市人口ビジョンの策定をする。

3 業務概要

- (1) 業務名称 富津市人口ビジョン策定支援業務委託
- (2) 発注者 富津市
- (3) 履行期間 契約締結日～令和 7 年 3 月 25 日
契約締結日は、令和 6 年 6 月下旬以降を予定している。
- (4) 納入期限 「富津市人口ビジョン策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (5) 業務内容 「富津市人口ビジョン策定支援業務委託仕様書」のとおり

4 提案限度額

3,960,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とし、これを超える金額での提案は認められないものとする。

※上限額を超える提案は失格とする。なお、契約時の予定価格ではない。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 基本事項

- ア 富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていること（※登録されていない場合は 8 (4) ア参照）。
- イ 本公告の日から提案採用者決定日までの間に、富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者

- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - エ 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 個別事項
- ア 本事業を遂行するために必要とされる業務経験や資格を有した者を専従させることができる者であること。
 - イ 公告日から起算して過去 5 年以内に他の地方公共団体において、人口ビジョンの策定業務を請け負った実績があること。
 - ウ 個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

6 選考スケジュール

次のとおりとする。

実施内容	期日等
① 実施要領等の公表及び配布期間	4 月 23 日（火）～5 月 10 日（金）
② 参加表明書受付期限	5 月 10 日（金）
③ 参加資格審査結果通知	5 月 20 日（月）
④ 質問受付期間	5 月 20 日（月）～5 月 27 日（月）
⑤ 市からの質問回答期限	6 月 3 日（月）
⑥ 技術提案書等の提出期限	6 月 10 日（月）
⑦ 選考委員会（プレゼンテーション）	6 月 14 日（金）
⑧ 結果の通知・公表（予定）	6 月 17 日（月）
⑨ 契約の締結（予定）	6 月下旬

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和 6 年 4 月 23 日（火）～令和 6 年 5 月 10 日（金）

(2) 配布方法

富津市ホームページからダウンロード

参加申込書等公募に関する資料・様式類についても、本市ホームページからダウンロードすること。

[富津市ホームページ] <https://www.city.futtsu.lg.jp>

8 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

(1) 受付期間

令和6年4月23日（火）～令和6年5月10日（金）

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2) 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

(3) 受付場所

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地

富津市企画政策部企画課（担当：大野、若松）

(4) 受付方法

以下の書類を1部、持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（第3号様式）

富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていない者は、下表の書類を添付すること。

なお、証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものでなければならない。

番号	提案書類名	提出上の注意
①	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書
②	印鑑証明（原本）	法務局で発行する法人の印鑑証明
③	使用印鑑届兼委任状（第1号様式）	
④	財務諸表	直近2年分の決算書
⑤	委任状（任意様式）	支店等を代理人とする場合
⑥	営業所等一覧（第2号様式）	営業所等を有する場合のみ
⑦	国税及び地方税に未納がないことの証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署で発行する法人の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 ・千葉県税の完納証明書（千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。県税事務所発行） ・富津市税の納税証明書（富津市内に本店又は営業所等を有する場合のみ。富津市発行）

イ 5(2)個別事項に記載したものを確認できるものの写し

9 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和6年5月20日（月）に、各応募者へ参加資格確認結果通知書（第4号様式）にて郵送及び電子メールにより通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にて技術提案書の提出方法及びプレゼンテーションの日程を通知する。

10 質問の受付について

(1) 受付期間

令和6年5月20日（月）午後1時00分～令和6年5月27日（月）午後5時15分

(2) 質問方法

所定の質問書に必要事項を記入の上、事務局にFAX又は電子メールにて提出すること。
FAX又は電子メール送信後、事務局まで電話にて送信確認すること。

[電子メール] mb007@city.futtsu.chiba.jp

[FAX] 0439-80-1350

(3) 回答

全ての質問及び回答は、令和6年6月3日（月）までに、本市ホームページ上において質問内容とともに掲載する。

11 参加者が一者又はない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合、当該一者でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は中止とする。

12 技術提案書の提出について

(1) 提出資料

次の資料を提出すること。

番号	提案書類名	提出上の注意
①	技術提案書等提出届（第5号様式）	
②	技術提案書（任意様式）	記載内容については、本実施要領 12(2)を参照すること。
③	会社概要（別紙1）	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの
④	業務実績票（別紙3）	他市等での人口ビジョンの実績及び本市での実績（他分野を含む。）
⑤	業務実施体制票（別紙2）	業務の実施体制（組織、業務責任者及び業務担当者の氏名や人数等）について記載すること。
⑥	受託金額見積書及び見積詳細書（任意様式）	内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、積算根拠を詳細に記載すること。

(2) 技術提案書（任意様式）

ア 技術提案書の様式

(ア) 技術提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じすること。

ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

- (イ) 技術提案書は目次及びページ番号を付けること。なお、ページ数に制限は定めない。
- (ウ) 技術提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

イ 技術提案書の記載内容

別紙の仕様書及び14(2)選考基準の評価基準の項目ごとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

(3) 提出方法

- ・持参又は、郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により事務局へ提出すること。
- ・正本を1部、副本（コピー可）を6部提出すること。
- ・正本はA4版フラットファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。
- ・電子媒体として、Microsoft Office Excel、Word 又は、PowerPoint いずれかで作成したものをCD-R またはDVD-R にて1部提出すること。

(4) 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時15分までに必着

※提出期限内であれば、再提出（差替え含む。）は可能とする。

(5) 提出に当たっての留意点について

- ア 内容に間違い、不足がないか十分に確認すること。
- イ 提案に際し要した費用は、各参加事業者の負担とする。
- ウ 提出資料は理由の如何なく返却しない。
- エ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- オ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- カ 契約履行過程で生じた制作物の著作権は、富津市に帰属する。
- キ 技術提案書の作成のため富津市から受領した資料は、選定結果通知後、廃棄すること。また、富津市の上承なく公表又は使用しないこと。

13 プレゼンテーションの実施について

(1) 実施日

令和6年6月14日（金）（予定）

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施場所

富津市役所本庁舎 2階 第1委員会室（富津市下飯野 2443 番地）

(3) 実施内容

一人につき、準備 5 分以内、プレゼンテーション 20 分、質疑応答 15 分程度とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間等を短縮することがある。

(4) 会場設営

スクリーン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。また、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

(5) 出席者

3 名以内とする。なお、本業務に携わる予定者を含めることとし、その者が技術提案について説明すること。

(6) その他

プレゼンテーションの実施順序については、技術提案書の受理順とする。

14 選考方法について

(1) 選考方法

ア 提案採用者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

イ 選考は、プロポーザル審査委員会において定めた「富津市人口ビジョン策定支援業務委託公募型プロポーザル方式評価基準書」に基づき、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の内容により審査する。

ウ 評価は、審査委員一人につき 100 点満点とし、5 名の委員により評価する。

総合計 500 点（100 点×5 名）中、最低基準点 300 点未満である場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。

選考の結果、評価得点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次に評価得点の高いものから順に交渉を行う。

エ 最も高い評価得点を獲得した参加事業者が複数ある場合には、以下（2）選考基準の項目について、最も高い点数を獲得した数の多い者を優先交渉権者とする。

オ 優先交渉権は、契約締結結果を富津市ホームページに公表することにより消滅する。

(2) 選考基準

評価項目は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準
委託業務への理解度	業務の背景、目的、関係法令、条件及び仕様書の趣旨について十分に理解し、仕様書記載の業務内容について全て提案されているか。
業務の具体性	提案する業務内容に具体性があり、実施手順が効率的かつ実現可能であるか。
業務の遂行体制	業務遂行に十分な体制を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可能であるか。

提案の分かりやすさ	提案書は、妥当な構成で、分かりやすく見やすいデザインとなっているか。
コストパフォーマンス	提案内容に見合った見積金額になっているか。

15 選考結果の通知について

- (1) 選考結果は、参加事業者に対し、令和6年6月17日（月）に審査結果通知書（第10号様式）にて郵送及び電子メールにより通知する。また、本市ホームページにも選考結果を公表する。
- (2) 選考結果通知書に記載した内容以外の質問には回答しない。また、選考結果についての異議申立ては受け付けない。

16 契約に関する基本事項について

(1) 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉結果、合意に至らなかったときは、評価得点の高いものから順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、技術提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、見積書を提出し、決定するものとする。

17 その他

(1) 辞退について

参加資格を有すると認められた者が技術提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後5時までにプロポーザル参加辞退届（第9号様式）を提出すること。

(2) 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

ウ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの

エ 審査の公平性を害する行為があったとき。

18 問合せ及び提出先（事務局）

担当部署 富津市企画政策部企画課（担当 大野、若松）
電子メール mb007@city.futtsu.chiba.jp
住 所 〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地
電 話 0439-80-1223
F A X 0439-80-1350